

# 新しい教育大綱について

政策調査課

## 1 教育大綱とは

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3により規定されている。
- 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。
- 総合教育会議で協議・調整の上、知事が策定する。

本県においては、以下の理由により、総合計画の該当項目をもって大綱と位置付けている。

- ① 総合計画が県の最上位計画であり、県として目指すべき施策の取組の方向性、具体的な目標値を掲げた指標が設定されていること。
- ② この上位計画の下に福島県総合教育計画といった個別計画が体系的に位置付けられていること。

## 2 新しい教育大綱（案）

### (1) 内 容

総合計画における以下の項目を位置付けることとしたい。

#### 「福島県総合計画」

##### 第4章 政策分野別の主要施策

##### [ひと] 分野

政策2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり

政策3 「福島ならではの」教育の充実

##### [暮らし] 分野

政策6 ふれあいと親しみのある魅力あふれる県づくり

### (2) 対象期間 令和12年度まで